

審　查　基　準

令和4年3月15日作成

法　令　名：銃砲刀剣類所持等取締法（4-21）

根　拠　条　項：第9条の14第3項

処　分　の　概　要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付

原権者（委任先）：千葉県公安委員会

法　令　の　定　め：

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、同第9条の14第3項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、同第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）

審　查　基　準：

標準処理期間：再交付にあっては3日、書換えにあっては1日
(行政庁の休日を含まない。)

申　請　先：住所地を管轄する警察署の生活安全課

問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）

備　考：